

# 第12次労働災害防止計画

誰もが安心して健康に働くことができる  
社会を実現するために

平成25年5月23日

福岡労働局

## 1 計画のねらい

人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

こうした悲劇を少しでも減らすため、福岡労働局では昭和33年からこれまで11次にわたって「労働災害防止計画」を策定して労働災害防止対策に取り組んできた。

その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、現在に至ってもなお、福岡労働局管内において仕事での事故で亡くなる人は年間40人を超えており、また、過重労働などを原因として脳・心臓疾患を発症したり（いわゆる「過労死」等）、仕事による強いストレスを原因として精神障害を発症したとして労災認定される人は、合わせて30人を超えている。さらに、怪我を負ったり病気になる、4日以上仕事を休んだ人は、年間約4,900人に達している。

このような現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、福岡労働局管内の労働安全衛生を取り巻く情勢や労働災害の動向を踏まえて、平成25年度を初年度として、5年間にわたり重点的に取り組む事項を定めた新たな「福岡労働局第12次労働災害防止計画」をここに定めたものである。

## 2 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とする5か年計画とする。

## 3 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、第12次防期間（平成25年～平成29年）中の労働災害による死亡者の総数を、第11次防期間（平成20年～平成24年）中の総数と比較して15%以上減少させること
- ② 平成24年と比較して平成29年までに労働災害による休業4日以上死傷者の数を、15%以上減少させること

## 4 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、計画期間中の労働災害の発生状況を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを検討する。

## 5 労働災害をめぐる動向

### （1）産業構造の変化に伴う第三次産業における災害の増加

労働災害の発生状況には産業構造や就業構造の変化が大きな影響を及ぼしており、バブル崩壊後の製造業における生産活動の減退や、公共工事をはじめとする建設事業の縮小によって、製造業や建設業での死傷災害が大きく減少する一方、サービス産業化にともなう第三次

産業での就労者の増加に伴って、第三次産業における労働災害は増加傾向を続けている。

平成14年から平成24年までの10年間に於いても、福岡労働局における製造業での死傷災害が全業種に占める割合は24.6%から19.6%へ減少し、建設業においては19.7%から13.5%へ減少している一方、第三次産業での死傷災害が全業種に占める割合は37.0%から48.8%へ増加しており、今や、死傷災害全体のほぼ半分を第三次産業が占める状況となっている。

その一方で、製造業と建設業を合わせた死傷災害が、労働災害全体に占める割合は、平成14年の44.3%から平成24年には33.1%まで減少している。

しかしながら、死亡災害については、製造業、建設業ともに全業種計に占める割合は減少していない。

《死傷災害全体に占める製造業、建設業、第三次産業の割合の変化》

	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成24年 (2012年)
製造業	24.6%	24.2%	19.6%
建設業	19.7%	16.5%	13.5%
製造+建設	44.3%	40.7%	33.1%
第三次産業	37.0%	41.5%	48.8%

(出典：労働者死傷病報告)

《死亡災害全体に占める製造業、建設業の割合の変化》

	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成24年 (2012年)
製造業	15.7%	7.5%	18.4%
建設業	34.3%	40.0%	34.7%
合計	50.0%	47.5%	53.1%

(出典：労働者死傷病報告)

## (2) 非正規労働者の増加と外部委託の広がり

総務省の行う労働力調査によると、パートやアルバイトをはじめとする非正規労働者の割合は増加を続けており、1990年代には20%程度であったものが、平成22年の同調査では34%にまで増加しており、全労働者の約3分の1が非正規労働者となっている。

また、非正規労働者の多くは第三次産業で就労しており、女性の割合が高いことも特徴である。

さらに、建設業における重層的な請負関係や製造業における外部委託の広がりに伴い、元方事業者が実施すべき安全衛生上の措置義務や、発注者が果たすべき役割も重要性が増している。

このような状況は、福岡労働局管内においても同様と推定される。

## (3) 少子高齢化の影響

急速に進む少子高齢化によって65歳以上の高齢者人口は過去20年間でほぼ倍増してお

り、高齢者雇用の促進と相まって高年齢労働者の数も増加している。

福岡労働局管内においても、労働災害の被災者全体に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、平成14年の12.4%から平成24年には20.3%まで増加しており、また、同じ災害に被災しても高年齢労働者の場合は休業日数が長くなる傾向がある。

また、高年齢労働者は高血圧などの基礎疾患を有する場合が多く、勤務中の急な体調不良による労働災害も懸念される。

## 6 福岡労働局管内における労働災害の動向

### (1) 第11次労働災害防止計画における目標達成度の評価

福岡労働局における第11次労働災害防止計画においては、死亡災害は計画期間中の合計死者数を第10次労働災害防止計画期間中合計に比べて20%減少させること、死傷災害については平成24年における死傷者数を平成19年に比べて15%減少させることを目標とした。

これに対して、実績は、死亡災害については目標数の224人を4人下回る220人となって目標を達成したが、死傷災害については平成24年に4,965人となり、目標値である4,681人を上回って目標未達成となった。

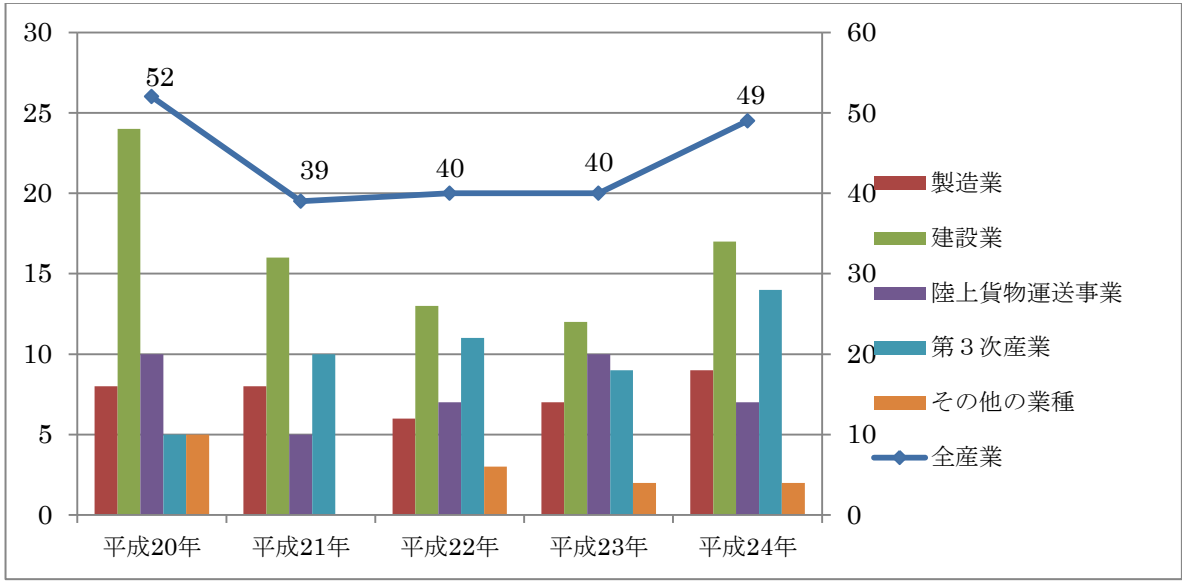
第11次労働災害防止計画期間中の死亡災害を業種別にみると、製造業では各年6人から9人の間で増減しており明確な減少傾向は見られない。建設業では平成20年から平成23年までは対前年比で減少を続けたが、平成24年には増加に転じた。陸上貨物運送事業でも各年5人から10人の間で増減を繰り返しており、明確な減少傾向は見られない。

第11次労働災害防止計画期間中の死傷災害を業種別にみると、製造業では減少傾向が続いているが、建設業では平成23年までは減少傾向が続いていたものの、平成24年には増加傾向に転じた。

また、その他の事業（いわゆる第三次産業）における死傷災害は平成21年に若干減少したものの、平成22年以降は一貫して増加傾向にあり、全産業計に占める割合も半分近くになっていることから、第三次産業での労働災害の増加が第11次労働災害防止計画における死傷災害の目標を達成できなかった大きな要因となったことは明らかである。

《第11次労働災害防止計画に基づく業種別・年別の死亡災害実績》

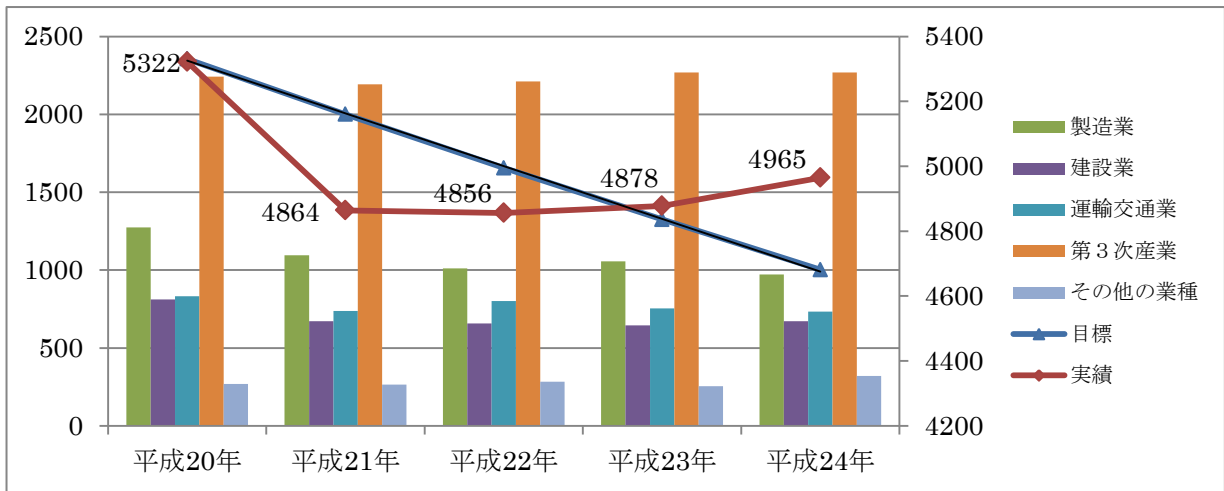
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全産業	52	39	40	40	49
製造業	8	8	6	7	9
建設業	24	16	13	12	17
陸上貨物運送事業	10	5	7	10	7
第三次産業	5	10	11	9	14
その他の業種	5	0	3	2	2



(出典：労働者死傷病報告)

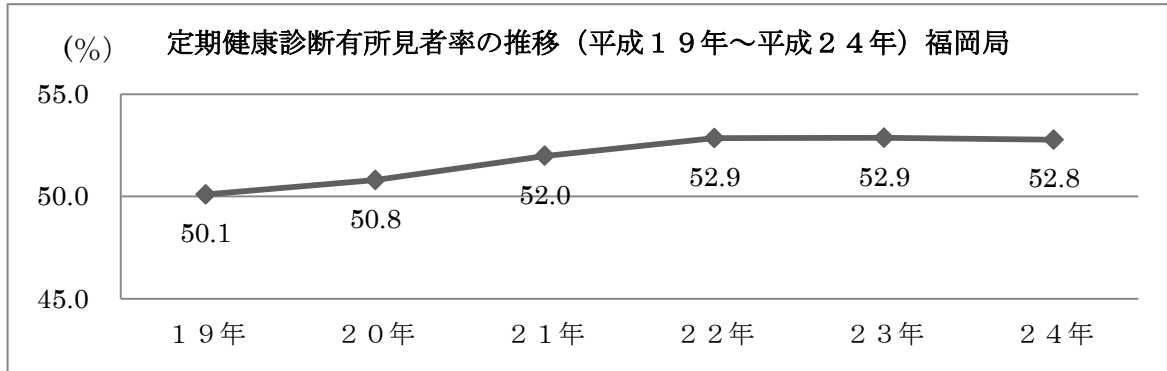
《第1次労働災害防止計画に基づく業種別・年別の死傷災害減少目標及び実績》

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
目 標	5,331	5,160	4,995	4,836	4,681
実 績	5,322	4,864	4,856	4,878	4,965
製 造 業	1,274	1,095	1,011	1,057	971
建 設 業	811	672	657	644	672
運 輸 交 通 業	833	738	801	753	733
第 3 次 産 業	2,243	2,194	2,212	2,269	2,421
その他の業種	268	265	283	254	320



(出典：労働者死傷病報告)

一方、労働者の健康確保対策では、定期健康診断における有所見率は、平成19年に50.1%であったが、第11次労働災害防止期間中は、平成22年までは前年より増加したが、平成24年は52.8%となり、横ばいの状況である。また、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では58.1%となっている。



（定期健康診断結果）

## （2）第11次労働災害防止計画の結果を踏まえた今後の課題と重点対策

第三次産業における死傷災害は増加しており、平成23年の労働災害動向調査によると度数率においても製造業、建設業を上回っているほか、陸上貨物運送事業では死傷災害が高止まりのまま推移している。また、死亡災害については、製造業、建設業ともに全業種計に占める割合は減少していない。

こうした状況を踏まえ、増加傾向に対して効果的な対策を講じることにより、死傷災害を減少に転じさせ、また、死亡災害を再び減少させてその傾向を定着させることが最も重要な課題であり、この課題に対して各業種における災害の特徴を分析し、効果的な対策を講じることとする。

## 7 重点施策ごとの具体的取組

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

### （1）労働災害防止について重点とする業種対策

#### ア 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

##### （ア）現状と課題

労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ過去10年で大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政として必ずしも重点的な取組が行われてこなかった商業、保健衛生業、接客娯楽業等の第三次産業では大幅に増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害が多く、特に社会福祉施設における増加傾向が顕著になっている。第三次産業における労働災害は、転倒や腰痛などの作業行動に伴う災害が多くなっている。また、全労働災害の約1割を占める陸上貨物運送事業は、死傷災害件数が増減しながらも高止まりしており、荷役作業

時における労働災害の死傷者数も減少傾向が見られない。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業、社会福祉施設、飲食店や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。

《重点業種別・年別の死傷災害の推移》

業種	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	災害増減率
建設業	975	811	672	657	644	672	-31.1%
製造業	1,388	1,274	,1095	1,011	1,057	971	-30.0%
第三次産業	2,079	2,243	1,913	2,212	2,269	2,421	+16.5%
小売業	542	574	580	595	594	647	+19.4%
社会福祉施設	118	198	203	196	220	252	+113.6%
飲食店	192	182	168	199	184	209	+8.9%
陸上貨物運送事業	780	673	591	646	609	614	-21.3%

(出典：労働者死傷病報告 ※災害増減率は、平成15年と比較した平成24年の増減率)

a 小売業における現状と課題

福岡県内の小売業の事業場は約16,000あるが、このうち約半数は労働者数10人未満の小規模事業場であり、労働者数50人以上の事業場は全体の3.7%に過ぎない。

しかしながら、労働災害全体の約3割は労働者数50人以上の事業場で発生しており、大量の商品を取り扱う大型店舗のバックヤードでの災害が多い。

平成23年までは、福岡県内の小売業での労働災害は600人をやや下回る状況が続いていたが、平成24年は600人を大きく上回る結果となり、今後の労働災害の増加が懸念される。また、事故の型別に見ると、転倒災害が全体の3割を占めて最も多くなっている。さらに、事業場の分布が福岡市及び北九州市を中心とする都市部に偏在していることも大きな特徴である。

こうした状況を踏まえ、小売業における労働災害防止対策は転倒災害防止を中心に規模の大きな事業場や多店舗を展開する企業などをとらえて効率的に実施する必要がある。

《小売業の年別・事故の型別労働災害発生状況》

	総数	墜落 転落	転倒	はさまれ 巻込まれ	切れ こすれ	高温と の接触	交通 事故	動作の 反動
平成20年	574	73	168	42	53	19	75	73
平成21年	580	65	175	43	54	12	83	67
平成22年	595	66	187	38	55	12	86	77
平成23年	594	77	179	35	47	16	80	73
平成24年	647	65	204	42	48	25	78	87

(出典：労働者死傷病報告)

《小売業の年別・規模別労働災害発生状況》

	～9	10～29	30～49	50～99	100～299	300～
平成 20 年	127 (22%)	192 (33%)	90 (16%)	72 (13%)	57 (10%)	36 (6%)
平成 21 年	113 (19%)	204 (35%)	94 (16%)	68 (12%)	52 (9%)	49 (8%)
平成 22 年	120 (20%)	181 (30%)	84 (14%)	94 (16%)	78 (13%)	38 (6%)
平成 23 年	129 (22%)	215 (36%)	75 (13%)	70 (12%)	72 (12%)	33 (6%)
平成 24 年	151 (23%)	204 (32%)	113 (17%)	73 (11%)	56 (9%)	50 (8%)

(出典：労働者死傷病報告)

b 社会福祉施設における現状と課題

社会福祉施設のうち、労働災害が多く発生しているのはいわゆる介護施設であり、その中でも入所者の要介護度が高い施設ほど労働災害の発生頻度が高い傾向が見られる。

平成20年から平成22年までの間は、福岡労働局管内の社会福祉施設における労働災害は200人前後で推移していたが、平成23年には前年に比べて1割増加し、さらに平成24年には前々年に比べて2割増加しており、近年増加傾向が顕著になっている。

事故の型別で見ると、動作の反動と転倒が各々3割を占めている。

こうした状況を踏まえ、社会福祉施設における労働災害防止対策は、転倒災害及び腰痛の防止を主眼として、労働災害発生頻度の高い事業場を中心に効果的に指導展開する必要がある。

《社会福祉施設の年別・事故の型別労働災害発生状況》

	災害総数	転倒	動作の反動	墜落・転落
平成 20 年	198	57 (29%)	66 (33%)	12 (6%)
平成 21 年	203	63 (31%)	60 (30%)	20 (10%)
平成 22 年	196	77 (39%)	60 (31%)	7 (4%)
平成 23 年	220	77 (35%)	72 (33%)	17 (8%)
平成 24 年	252	73 (29%)	91 (36%)	22 (9%)

(出典：労働者死傷病報告)



《社会福祉施設の年別・規模別災害発生状況》

	～9	10～29	30～49	50～99	100～299	300～
平成 20 年	9 (5%)	47 (24%)	46 (23%)	61 (31%)	35 (18%)	0 (0%)
平成 21 年	16 (8%)	52 (26%)	46 (23%)	59 (29%)	28 (14%)	2 (1%)
平成 22 年	9 (5%)	53 (27%)	47 (24%)	63 (32%)	22 (11%)	2 (1%)
平成 23 年	15 (7%)	62 (22%)	37 (17%)	63 (29%)	39 (18%)	4 (2%)
平成 24 年	19 (8%)	61 (24%)	59 (23%)	61 (24%)	51 (20%)	1 (1%)

(出典：労働者死傷病報告)

c 飲食店における現状と課題

福岡労働局管内の飲食店のうち約半数は労働者数10人未満の小規模事業場であり、労働者数30人未満の事業場で全体の9割を占め、労働者数50人以上の事業場は全体の1%程度に過ぎない。労働災害の発生件数も、労働者数30人未満の事業場で全体の3分の2が発生しており、労働者数50人以上の事業場での労働災害は1割に満たないことから、小規模事業場についても労働災害防止の指導を実施していくことが必要な状況となっている。事故の型別に見ると、転倒のほか、切れ・こすれ、高温の物との接触が大きな割合を占めている。

また、被災労働者のうち50歳以上の高齢労働者が占める割合が3割を超えていることや、福岡中央署管轄内における労働災害が全体の半数を超えていることが、飲食店における労働災害の大きな特徴となっている。

こうした状況を踏まえ、飲食店における労働災害の特性を捉えた効果的な労働災害防止対策を、小規模事業場に対して広く周知することが必要である。

《飲食店の年別・事故の型別労働災害発生状況》

	総数	転倒	切れ こすれ	高温との 接触	動作の 反動	墜落・ 転落	はさまれ 巻込まれ
平成 20 年	182	42	45	39	14	17	5
平成 21 年	168	51	30	32	12	15	11
平成 22 年	199	50	51	39	15	10	4
平成 23 年	184	46	49	33	14	8	5
平成 24 年	209	54	48	32	18	17	9

(出典：労働者死傷病報告)

《飲食店の規模別労働災害発生状況（平成24年）》

規模計	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～
209件	39 (18.7%)	48 (23.1%)	47 (22.5%)	37 (17.7%)	20 (9.6%)	18 (8.6%)

（出典：労働者死傷病報告）

《飲食店の被災労働者の年代別分布（平成24年）》

合計	～20	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
209件	13 (6.2%)	73 (34.9%)	35 (16.7%)	23 (11.0%)	30 (14.4%)	22 (10.5%)	13 (6.2%)

（出典：労働者死傷病報告）

d 陸上貨物運送事業の現状と課題

陸上貨物運送事業は、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約7割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約7割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く3割弱を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の荷役運搬のための器具、用具による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

《陸上貨物運送運業の年別・事故の型別労働災害発生状況》

	墜落・転落	動作の無理	はさまれ・ 巻き込まれ	転倒	交通事故	飛来・落下	激突	総件数
平成20年	213	85	94	79	45	38	37	673
平成21年	177	93	80	78	41	38	37	591
平成22年	216	80	96	65	58	39	30	646
平成23年	167	81	68	73	64	45	44	609
平成24年	199	94	58	77	41	43	42	614
合計	972	433	396	372	249	203	190	3133
総件数に対する構成比	31.0%	13.8%	12.6%	11.9%	8.0%	6.5%	6.0%	100.0%

（出典：労働者死傷病報告）

《陸上貨物運送事業における荷役作業中の災害割合》

	総件数	荷役作業中の災害 (%)	荷役作業以外
平成 24 年	614	454 (73.9%)	160

(出典：労働者死傷病報告)

(イ)目標

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■小 売 業 労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 20%以上減少させる。

■社会福祉施設 労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 10%以上減少させる。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

■飲 食 店 労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 20%以上減少させる。

■陸上貨物運送事業 労働災害による休業 4 日以上之死傷者の数を 10%以上減少させる。

(ウ)講ずべき施策

社会福祉施設では近年労働災害の増加傾向が顕著であり、小売業及び飲食店でも労働災害の増加傾向が見られる。また、陸上貨物運送事業では労働災害発生件数が年により増減しながらも長期的には高止まりしている。このため、これらの業種を労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

a 小売業、社会福祉施設、飲食店に共通する対策

(a) 安全衛生管理体制の強化

各種商品小売業を除いて安全管理者の選任は法令では義務付けられていないが、安全管理体制を明確にして、組織的な安全管理が実施されるように促すため、安全管理者制度に準じた安全管理体制を構築するよう指導する。

(b) 新規採用労働者に対する安全衛生教育の徹底

小売業及び飲食店では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高いため安全衛生教育が適切に行われていない傾向があり、社会福祉施設でも労働者の離職率が高いため新規採用労働者の割合が高いことを踏まえ、非正規労働者を含めた新規採用労働者に対する安全衛生教育の徹底を指導する。

(c) K Y T 及び 4 S 活動の取組強化

作業に伴う災害発生リスクを現場の労働者に明確に意識させるための K Y T (危険予知訓練) や、現場における 4 S (整理、整頓、清掃、清潔) の取組を強化することにより、労働災害発生の危険性を事前に取り除くよう指導する。

b 小売業に対する集中的取組

(a) 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

小売業の事情場数は膨大であり、既存の業界団体等も少ないため、効率的な行政指導の展開が不可欠である。このため、まず、多数の労働者を雇用する大規模小売店や、多店舗を展開する大手企業の本社又は地域中核支社等に対して指導を実施する。多店舗展開企業の本社等に対する指導においては、店舗における労働災害情報の店舗間で

の共有、各店舗における安全衛生活動の実態の本社等における把握と必要な指導、安全衛生に関する取り組むべき事項の明確化と本社からの斉一的な指示等を指導する。

(b) バックヤードを中心とした作業場の安全化

小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化(危険マップによる危険箇所の表示等)、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。

小売業での災害事例と効果的な対策についてわかりやすいパンフレット等を作成して広範囲に配付することにより、労働災害防止に係る意識啓発を図る。

多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れた安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の普及を図る。

c 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

社会福祉施設（介護施設）については、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導の機会を捉えて連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。

上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報に基づき、労働災害防止の効果的な対策についてわかりやすいパンフレット等を作成して事業場に対する指導等に活用する。

事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

d 飲食店に対する集中的取組

飲食店では、転倒災害、切れ・こすれ災害、高温の物との接触災害で全体の7割を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等を普及させるとともに、事業場に対する指導等に活用する。

e 陸上貨物運送事業対策

(a) 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して荷役作業における安全ガイドラインを周知・普及する。

(b) トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、陸上貨物運送事業者がトラック運転者に対して実施する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、安全な荷役作業手順書を作成するよう指導する。

(c) 荷主による取組の強化

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等によ

り明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項を、発荷主が着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら対策を進めることとする。

## イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

### (ア) 現状と課題

福岡県における死亡災害は長期的には大幅に減少しているものの、依然として年間40人を超える人が労働災害で亡くなっている。死亡災害を事故の型別に見ると、交通事故が全体の約3割を占めてすべての業種にわたって発生しているが、墜落・転落とはさまれ・巻き込まれを合わせると全体のほぼ半分を占めており、墜落・転落は建設業に、はさまれ・巻き込まれは製造業に多く発生している。これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業における墜落・転落災害、製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点として重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。

建設業は、長期にわたって死傷災害が減少を続けてきたが、平成24年は7年振りに前年より増加し、死亡災害も平成24年は前年より4割以上増加するなど、これまでの減少傾向から増加傾向に転じた。この背景には、長期にわたる公共工事の減少に伴って建設業従事者も減少して中堅やベテランの労働者が手薄になっていたところに、東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事が本格化し、被災地の建設復興需要の急増によって建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、福岡労働局管内においても人材が不足し、この結果、人材の質の維持や現場管理に支障をきたしていることが懸念される。また、東日本大震災を教訓に、事前防災・減災という考え方に基づく災害に強い国土づくりが課題となっており、そのためのインフラ整備の強化が全国的に求められているが、建設業における人材が不足する中での建設需要の増加により労働災害が増加することのないよう取り組む必要がある。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体、改修等の各種工事の労働災害防止対策や石綿ばく露防止対策も重要な課題である。

製造業では、過去5年間は年間の死亡災害は10人未満で推移しているが、はさまれ・巻き込まれによる死亡災害については、機械の基本的な取扱手順に問題があったことによると見られる災害が目立っており、現場における安全管理体制が十分に機能していないか、安全作業手順の教育が不十分になっていることが重篤な災害につながっている。このため、安全衛生教育の徹底と安全管理体制の確立が重要な課題である。

#### 《建設業・製造業の年別死亡災害の推移》

業種	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
建設業	24	24	16	13	12	17
製造業	21	8	8	6	7	9

(出典：労働者死傷病報告)

《製造業における死亡災害の事故の型別分布（平成20年から24年までの5か年）》

	はさまれ・ 巻き込まれ	墜落 転落	崩壊 倒壊	爆発	激突され	交通事故	その他
製造業 38件	17 (45%)	7 (18%)	4 (11%)	2 (5%)	2 (5%)	2 (5%)	4 (11%)

（出典：労働者死傷病報告）

《建設業における死亡災害の事故の型別分布（平成20年から24年までの5か年）》

	墜落 転落	はさまれ・ 巻き込まれ	激突され	崩壊 倒壊	交通事故	飛来 落下	その他
建設業 82件	30 (37%)	11 (13%)	10 (12%)	8 (10%)	7 (9%)	5 (6%)	11 (13%)

（出典：労働者死傷病報告）

(イ)目標

第12次防期間（平成25年～平成29年）中の労働災害による死亡者数を、第11次防期間（平成20年～平成24年）中の総数と比較して、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

- 建設業 労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。
- 製造業 労働災害による死亡者の数を5%以上減少させる。

(ウ)講ずべき施策

a 建設業対策

(a) 墜落・転落災害防止対策

- ・様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が約4割を占めるため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を普及させる。

- ・ハーネス型の安全帯の普及

一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全帯を義務付ける等、墜落時に衝撃が少ない安全帯を普及させる。

(b) 元方事業者による統括管理の徹底

重層的な請負構造に起因する労働災害を防止するため、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。

(c) 発注者による安全衛生への配慮の促進

建設工事の発注者による安全衛生への配慮を促進させるため、安全衛生対策経費の確保のほか、安全衛生の確保に配慮した工期の設定、公共工事等の調達制度において災害防止団体への加入やリスクアセスメント等に対する取組を評価する制度の導入等を促す。

(d) 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

人材の質の維持を図るため、新規参入者教育、新規入場者教育、職長・安全衛生責任者教育等、労働者の各レベルに応じた安全衛生教育の徹底を促す。

(e) 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

・石綿ばく露防止対策

石綿含有建材を利用した建築物の解体工事における、石綿のばく露や飛散の防止を徹底するとともに、福岡県等関係自治体と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、石綿除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

・解体工事の安全対策

老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策に関するガイドラインの周知を図る。

(f) 自然災害の復旧・復興工事対策

近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

(g) 基礎疾患等に関連する労働災害防止

体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。

b 製造業対策

(a) 機械災害防止対策の推進

死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に機械設備の本質安全化を図るとともに、機械災害が発生するなど機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。

(b) 安全衛生教育の徹底と安全衛生管理体制の確立

雇い入れ時や配置転換時等、労働者の知識、経験に応じた安全衛生教育を徹底するとともに、現場において各職位が果たすべき役割の明確化や安全作業マニュアルの整備と周知により、安全衛生管理体制を確立するよう指導する。

(c) 元方事業者による総合的な安全衛生管理

請負事業場の労働者が混在する作業での労働災害の発生を防止するため、作業間の連絡調整をはじめとする法令及び「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（平成 18 年 8 月 1 日付け基発第 0801010 号）」に基づく措置の周知徹底を図る。

(d) 労働災害防止団体と連携した取組み

団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっており、特に体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会による指導・援助活動を支援する。

(2) 重点とする健康確保・職業性疾病対策

ア 現状と課題

(ア) 健康面では、労災認定件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、労災認定件数が減少していない脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、労働者自身によるセルフケアをはじめ、管理監督者や産業保健スタッフによるケアなどにより、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

《脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移》

疾病	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
脳・心臓疾患	15	11	10	8	11	16
精神障害	10	4	7	8	10	16

(福岡労働局調べ)

(イ) 印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。

(ウ) 業務上疾病の約6割を占める腰痛が、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げており、中でも過去10年で発生件数が急増し、腰痛全体の2割を占める社会福祉施設に対して、特に重点的な取組が必要となっている。また、夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。



《腰痛（労働災害）の発生件数の推移》

	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
業務上疾病発生件数	293	329	271	307	307	286
腰痛件数（災害性）	160 (54.6%)	214 (65.0%)	183 (67.5%)	195 (63.5%)	197 (64.2%)	186 (65.0%)

（労働者死傷病報告（腰痛件数の（ ）内は業務上疾病に占める割合））

《熱中症（労働災害）の発生件数（5年間の合計値）の推移》

	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
熱中症件数	10	17	8	23	21	15

（労働者死傷病報告）

イ メンタルヘルス対策

（ア）メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

a メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供等を福岡県やメンタルヘルス対策支援センター等のメンタルヘルス対策に取り組む機関との連携により推進を図る。

b メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について紹介する。また、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等の周知等を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

（イ）ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

（ウ）取組方策の分からない事業場への支援

職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もある（20.1%（平成23年労働災害防止対策等重点調査：全国））ため、事業者がこうした取組が行えるように支援措置を充実する。特に中小規模事業場に対する支援の強化を図る。

（エ）職場復帰対策の促進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策支援センターの利用が図られるように、あらゆる機会を通じて促進を図る。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知を図る。

ウ 過重労働対策

（ア）健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

(イ) 長時間労働者に対する医師による面接指導等の徹底

長時間労働による疲労の蓄積が認められる労働者に対して、医師による面接指導及びその結果に基づく措置を徹底させる。特に、労働者数50人未満の事業場については、福岡県地域産業保健センターの利用促進を図る。

エ 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 化学物質を取り扱う事業場のうち、特に使用量が多いと考えられる製造業、建設業、医療保健業への指導を計画的に実施する。

(イ) 規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知する。

(ウ) リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。なお、実施に当たっては、化学物質を取り扱う事業場へあらゆる機会を利用して指導を行う。

オ 石綿ばく露防止対策

(ア) 石綿含有建材を利用した建築物の解体工事における、石綿のばく露や飛散の防止を徹底するとともに、福岡県等関係自治体と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、石綿除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。(再掲)

(イ) 石綿が使用されている建築物に対する石綿ばく露防止対策については、関係自治体との連携を図り、協同して指導を行うなどによりその対策を促進する。

カ 粉じん障害防止対策

粉じん障害防止規則等の改正により粉じん障害防止措置が強化されたアーク溶接作業と岩石等の裁断等作業、金属等の研ま作業及びずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を重点として総合的な対策を推進する。

キ 腰痛・熱中症予防対策

(ア) 目標

- |      |   |
|------|---|
| ■腰痛  | 平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。 |
| ■熱中症 | 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平                              |

成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20% 以上減少させる。

(イ) 講ずべき施策

a 腰痛予防対策

(a) 腰痛予防教育の強化

特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

(b) 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4S の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

b 熱中症対策

6 月から 9 月のあらゆる機会にリーフレットやチラシを事業者や労働者に手交する等効果の上がる手法を導入し、併せてセミナーの開催などの啓発指導を行う等集中的な熱中症予防対策を実施する。

特に、暑熱な場所での作業を有する事業場や過去に熱中症を発生させた事業場等熱中症の発生の危険が高い事業場に対する指導を徹底する。

また、WBGT 値の測定結果による作業環境の管理が行われ、予防対策として効果的な措置が取られるように指導に努める。

ク 受動喫煙防止対策

(ア) 普及・啓発

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

(イ) 受動喫煙防止対策の強化

職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

(3) 業種横断的な取組

ア リスクアセスメントの実施促進

(ア) 現状と課題

リスクアセスメントの導入は進んでいるが、中小規模事業場の取組が遅れているほか、リスクの的確な洗い出し等、リスクアセスメントを実効あるものとするための取組の深化が進んでいない。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。

《労働者数50人以上の事業場におけるリスクアセスメントの導入状況》

	平成 22 年度末	平成 24 年度末
製造業	66.1%	75.1%
建設業	78.9%	86.3%
道路貨物運送業	53.0%	69.7%

(リスクアセスメント実施状況アンケート結果による)

(イ) 講ずべき施策

a リスクアセスメントの実施促進と取組レベルの向上対策

平成20年度から2次にわたる中期対策によって実施率は一定程度の向上がみられたが、まだ十分な状況ではないため、今後、あらゆる機会を通じてリスクアセスメントの有効性と実施促進に係る啓発を行う。

また、既にリスクアセスメントを実施している事業場においても、リスクの洗い出しからリスク低減対策の実施、残留リスクの評価まで一連の取組が必ずしも十分に行われていないために、労働災害防止の効果が現れていない事業場もあることから、取組レベルの向上についても指導を継続することとする。

b 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知する。(再掲)

イ 高年齢労働者の増加に対する対応

(ア) 現状と課題

福岡労働局における労働災害による死傷者数全体に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は平成14年の12.4%から平成24年の20.3%に増加している。その中でも小売業では平成14年の11.0%から平成24年の23.0%へ2倍増となっており、社会福祉施設では平成14年の5.7%から平成24年の21.8%へ3倍以上の増加となっているなど、第三次産業での高年齢労働者の割合の増加傾向が顕著である。今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

《60歳以上の死傷者数と年齢計に対する割合の経年変化》

	製造業	建設業	道路貨物 運送業	小売業	社会福祉 施設	飲食店	業種計
平成 14 年	172 (12.4)	175 (15.6)	36 (4.9)	64 (11.0)	7 (5.7)	13 (6.9)	703 (12.4)
平成 19 年	166 (12.5)	146 (16.1)	66 (9.7)	78 (13.0)	15 (8.6)	19 (11.1)	775 (14.1)

平成 24 年	190 (19.6)	128 (19.0)	70 (11.4)	149 (23.0)	55 (21.8)	35 (16.7)	1009 (20.3)
---------	---------------	---------------	--------------	---------------	--------------	--------------	----------------

(※ 上段：死傷者数 下段：年齢計に対する割合)

(イ) 講ずべき施策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

(a) 高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、高年齢労働者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体や関係業界団体と連携して指導する。

(b) 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、広報により注意喚起を行う。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

(a) 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。

(b) 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や福岡県地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

ウ 非正規労働者対策

(ア) 非正規労働者に関する安全衛生活動の強化

パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い第三次産業について、雇い入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の取組を強化するよう、関係事業場及び関係業界団体に対して指導を行う。

エ 労働災害防止団体の活動の活性化と業界団体との連携による実効性の確保

行政機関が保有する労働災害関連情報を労働災害防止団体に積極的に提供し、労働災害防止団体が積極的かつ主体的に災害防止活動を展開できるよう支援する。

安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。